（注17）　売上高、出荷額、費用、付加価値、生産量、出荷量、販売量のいずれか一つを選択すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な場合、区分計測とここに記載すること。
（注18）　売上高、出荷額、費用、付加価値の単位は千円とする。
（注19）　小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。端数処理によって構成割合の合計値が100%とならない場合があるが、その際は端数処後の申請事業と非申請事業の割合の合計が記載されていれば可。
（注20）　電気の使用量を証明する書類を別途提出すること。

第４表　共同受電形態をとる事業所（共同受電形態で電気の供給を受けている事業所が存在する場合のみ記載）(注21)

１．第２表に記載したいずれかの事業所が共同受電形態をとる場合、その事業所の名称を記載すること。	
２．本事業所が属する共同受電全体で使用した小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量はいくらか。また、この数値を証明する書類を別途提出すること。	kWh
３．当該使用量に対して本事業所における小売電気事業者等から供給を受けた電気の使用量が占める割合はいくらか。(注22)	%
４．小売電気事業者等との契約者について、以下の情報を記載すること。 契約者名　　所在地　（〒　　－　　）	

（注21）　共同受電形態をとる事業所が２つ以上になる場合は、表の追加を行うこと。
（注22）　小数点以下第二位未満の端数を切り捨て、小数点以下第二位までの値を記載すること。

備　考

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　文字は、かい書でインキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3　本様式は、第１表は両面印刷とし、それ以外は片面印刷とすること。
4　印刷した本様式は、ホチキス留めせず、用紙の左上をクリップ留めすること。
5　第１表の事業の内容では、当該事業がどのような製品又はサービスを扱っているのか、当該事業がどのように製品を製造又はサービスを提供しているのか、当該事業が扱う製品又はサービスを販売する市場又は顧客の種類はどのようなものか、また、その他事業の内容を説明するに当たり必要と判断される事項等を説明すること。
6　第３表の経済的指標とは、以下のとおり。

売上高とは、事業所で製造された製品、或いは、提供されたサービスが、当該事業所から外部へ販売された際の金額とする。

出荷額とは、工業統計調査における製造品出荷額の定義に従い、売上高より積込料、運賃、保険料及びその他諸掛を除いたものとする。

費用とは、
①　原材料使用額等（※）
②　売上原価
③　売上原価及び販売費及び一般管理費
のいずれかを、事業ごとに按分したものとする。かかる按分の方法は、申請者が普段行っている管理会計と同じとなるようにすること。

（※）工業統計調査における定義。原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含む。

付加価値とは、売上高より原材料使用額等を除いたものとする。ただし、付加価値を使うことができるのは、この値が正の値となっている場合に限る。

生産量、出荷量、販売量とは、事業所に係る製品の数量とする。なお、これらの指標の使用は、製品の特性が類似しており、共通単位（トン、個数等）での比較が可能である場合に限り認められる。各指標の詳細な定義は、生産動態統計の定義に従い、以下のとおり。
・生産量とは、事業所が実際に生産（受託生産を含む。）した製品の数量。ただし、仕掛中の半製品は除く。
・出荷量とは、事業所及び同事業所が契約の主体となって借り受けている倉庫又は保管場所から、実際に出荷した数量。
・販売量とは、出荷量のうち、次の事由に該当するもの。
①　販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの
②　販売することを目的として本社、営業所又は中継地などに出荷したもの
③　受託生産品を販売業者（消費者を含む。）である委託者へ出荷したもの
④　同一製品を生産していない同一企業内の他工場へ出荷したもの（全くの転売品）

経済的指標は全事業所共通の指標を使用すること。ただし、電力会社が設置したメーターによる区分計測が可能な事業所は除く。

（以上）